

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	名古屋市
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
工場等の名称	名古屋市役所本庁舎・東庁舎
工場等の所在地	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
業種	公務その他
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	市役所庁舎
計画期間	令和3年4月1日 ~ 令和6年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和3年7月30日 ~ 令和6年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	(場所) 名古屋市役所総務局総務課管理係
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-972-2106		

指針第 1 号様式

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 2 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		2,464	t-CO ₂
①を 除く （二 室除 く 化 果 酸 効 果 ガ ス 換 算 ） 排 出 量	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		2,464

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

(1) 温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 2 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 5 年度 目標削減率	
	温室効果ガス 総 排 出 量	2,464	t-CO ₂	2,390	t-CO ₂	3.0

項 目	基準年度 令和 2 年度 排出量（実績）		目標年度 目標排出量		令和 5 年度 目標削減率	
	原単位あたりの 排 出 量		CO ₂		CO ₂	

(2) 目標設定の考え方

温室効果ガスの年 1%削減を目標に掲げ、3年間で 3%の削減を目指す。

備考 1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

- 備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。
- 備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
一般管理	<ul style="list-style-type: none"> ●エネルギー使用量の把握、計測、記録、分析 ●設備運転管理方法を文書化 ●主要設備等点検、記録、検査措置の記録、管理 	継続する
省エネルギー・省資源の推進（冷暖房）	<ul style="list-style-type: none"> ●設備の運転時間・温度・外気導入量の管理 ●冷房期間の冷房区画の限定 	継続する
省エネルギー・省資源の推進（設備運転の効率化）	<ul style="list-style-type: none"> ●蒸気ヘッダーバルブの保温 ●東庁舎地下駐車場の排風機は、「CO濃度」でON-OFFを制御 ●東庁舎電気室冷房時に送排風機を停止 ●東庁舎パッケージ（7台分）の冷却水ポンプのインバータ制御 	継続する
省エネルギー・省資源の推進（給湯）	<ul style="list-style-type: none"> ●定期的に、ボイラーの燃焼チェック及び調整 	継続する
省エネルギー・省資源の推進（点検及び運転管理の適正化）	<ul style="list-style-type: none"> ●中間期等は外気の導入 	継続する
省エネルギー・省資源の推進（受変電設備）	<ul style="list-style-type: none"> ●力率の自動制御 	100%を目指す
省エネルギー・省資源の推進（昇降設備）	<ul style="list-style-type: none"> ●環境保全の日については、一部のエレベーターを停止 ●休日・夜間には、一部を除きエレベーターを停止 	更なる徹底を目指す
省エネルギー・省資源の推進（照明設備）	<ul style="list-style-type: none"> ●器具及び電球の取替が発生した時点で、省エネのタイプに変更 ●昼休みにおける執務室の消灯 	更なる徹底を目指す

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--